

公印規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和 7年 3月27日

名古屋市長 広 沢 一 郎

名古屋市規則第20号

公印規則の一部を改正する規則

公印規則（昭和37年名古屋市規則第 9号）の一部を次のように改正する。

別表市長印の項用途の欄中「宅地造成等規制法第 8条及び第12条に基づく許可並びに第13条に基づく検査事務並びに宅地造成等規制法施行規則第30条に基づく」を「宅地造成等に関する許可、検査及び」に改め、「並びに名古屋市耐震相談員派遣実施要綱に基づく耐震相談員の派遣に関する通知事務」を削り、同表区長印の項管守者の欄及び社会福祉事務所長印の項管守者の欄中「保育企画課長」を「幼保企画課長」に改める。

附 則

この規則は、令和 7年 4月 1日から施行する。ただし、別表市長印の項用途の欄の改正規定（「並びに名古屋市耐震相談員派遣実施要綱に基づく耐震相談員の派遣に関する通知事務」を削る部分を除く。）は、公布の日から施行する。